

令和元年第4回臨時会

# 孺恋村議会会議録

令和元年5月10日 開会  
令和元年5月10日 閉会

孺恋村議会

## 令和元年第4回嬭恋村議会臨時会会議録目次

### 第1号（5月10日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○仮議席の指定	3
○選挙第5号 議長選挙について	4
○議長挨拶	5
○日程の追加	5
○議席の指定	6
○会期の決定	6
○会議録署名議員の指名	6
○選挙第6号 副議長選挙について	7
○副議長挨拶	8
○常任委員会委員の指名について	9
○議会運営委員会委員の指名について	9
○特別委員会の設置について	10
○特別委員会委員の指名について	10
○選挙第7号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について	11
○選挙第8号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について	12
○選挙第9号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について	13
○同意第1号の上程、説明、質疑、採決	14
○報告第2号の上程、説明、質疑	15
○報告第3号の上程、説明、質疑	16
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18

○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
○閉会中の継続調査の申し出について	2 6
○議員派遣の件について	2 7
○閉議及び閉会の宣告	2 7
○署名議員	2 9

令和元年第4回臨時村議会

(第1号)

## 令和元年第4回嬭恋村議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

令和元年5月10日(金)午前 9時59分開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第5号 議長選挙について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第2まで同じ

第 1 議席の指定

第 2 会期の決定

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 選挙第6号 副議長選挙について

第 5 常任委員会委員の指名について

第 6 議会運営委員会委員の指名について

第 7 特別委員会の設置について

第 8 特別委員会委員の指名について

第 9 選挙第7号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について

第10 選挙第8号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について

第11 選挙第9号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

第12 同意第1号 嬭恋村監査委員の選任同意について

第13 報告第2号 専決処分の報告について(自動車事故による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)

第14 報告第3号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更について)

第15 承認第1号 嬭恋村税条例等の一部改正の専決処分の承認について

第16 承認第2号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について

第17 承認第3号 嬭恋村立保育所設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

第18 閉会中の継続調査の申し出について

## 第19 議員派遣の件について

---

### 出席議員（12名）

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	教育長	地田功一君
総務課長	松本源君	総合政策課長	加藤康治君
税務課長	宮崎貴君	住民福祉課長	土屋和久君
建設課長	宮崎芳弥君	農林振興課長	横沢貴博君
観光商工課長	佐藤幸光君	上下水道課長	熊川武彦君
教育委員会 事務局長代理	目黒康子君	会計管理者	熊川さち子君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長	黒岩崇明	書記	宮崎剛
--------	------	----	-----

開会 午前 9時59分

◎開会及び開議の宣告

○議会事務局長（黒岩崇高君） 事務局長の黒岩です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

年長議員の上坂建司議員をご紹介します。

議長席のほうへよろしく願いいたします。

○臨時議長（上坂建司君） ただいま紹介いただきました上坂建司であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

ただいまから、令和元年第4回婦恋村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長（上坂建司君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席を指定をいたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時07分

○臨時議長（上坂建司君） 再開いたします。

---

◎選挙第5号 議長選挙について

○臨時議長（上坂建司君） 日程第2、選挙第5号 議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（上坂建司君） ただいまの出席議員は12名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に黒岩敏行君、土屋圭吾君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（上坂建司君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（上坂建司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（上坂建司君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が点呼しますので、順次投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（上坂建司君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（上坂建司君） 投票を終わります。

開票をお願いします。

黒岩敏行君、土屋圭吾君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（上坂建司君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、松本幸君 12票

この選挙の法定得票数は3票であります。  
よって、松本幸君が議長に当選されました。  
議場の封鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（上坂建司君） ただいま当選されました松本幸君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎議長挨拶

○臨時議長（上坂建司君） 議長の当選の承諾及び就任の挨拶をお願いします。

〔議長 松本 幸君登壇〕

○議長（松本 幸君） ただいま、皆様方よりご推挙を賜りまして、婦恋村議会議長に就任させていただきました松本でございます。

一人一人の議員の皆様の意見や思いを基本といたしまして、すばらしい村づくりに貢献できる議会になれるよう、今まで同様頑張っていきたいと思っておりますので、どうか皆様方のご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○臨時議長（上坂建司君） 以上で私の議長の職務は終わりました。これから議長と交代いたします。ご協力を大変ありがとうございました。

議長、議長席をお願いします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。日程追加について、別紙第1号の追加1のとおり追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

---

◎議席の指定

○議長（松本 幸君） 会議を続けます。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

---

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 追加日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に黒岩敏行君、土屋圭吾君を指名いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時26分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

---

◎選挙第6号 副議長選挙について

○議長（松本 幸君） 追加日程第4、選挙第6号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（松本 幸君） ただいまの出席議員は12名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に石野時久君、上坂建司君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（松本 幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松本 幸君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が点呼しますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（松本 幸君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） 投票を終わります。

直ちに開票を行います。

石野時久君、上坂建司君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（松本 幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票  
有効投票 11票  
無効投票 1票  
有効投票のうち、佐藤鈴江君 10票  
黒岩忠雄君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、佐藤鈴江君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松本 幸君） ただいま副議長に当選された佐藤鈴江君が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎副議長挨拶

○議長（松本 幸君） 副議長当選の承諾及び就任の挨拶をお願いします。

〔副議長 佐藤鈴江君登壇〕

○副議長（佐藤鈴江君） このたび臨時議会において、皆様方のご推挙をいただき、副議長の要職に就任させていただくことになりました。

婦恋村にとっても少子高齢化の問題を初め、さまざまな課題が山積をしております。議長の補佐としての役目を果たすとともに、執行部、職員の皆様、議員の皆様と力を合わせて村の発展のために精いっぱい尽力してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午後 1時32分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

---

◎常任委員会委員の指名について

○議長（松本 幸君） 追加日程第5、常任委員会委員の指名についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員会委員は、議長が議会に諮って指名することになっております。

常任委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、常任委員会委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は朗読のとおり決定いたしました。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、当該委員会の互選によることになっております。各委員会においてそれぞれ互選の上、本職に報告をお願いいたします。

---

◎議会運営委員会委員の指名について

○議長（松本 幸君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の指名についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員会委員は、議長が議会に諮って指名することになっております。

議会運営委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は朗読のとおり決定いたしました。

なお、当該委員会の委員長及び副委員長は、当該委員会の互選によることになっております。委員会において互選の上、本職に報告をお願いいたします。

---

#### ◎特別委員会の設置について

○議長（松本 幸君） 追加日程第7、特別委員会の設置についてを議題といたします。

議案を事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（松本 幸君） ただいまの朗読のとおり、特別委員会を設置し、委員の定数を定めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、特別委員会の設置については、提案のとおり可決されました。

---

#### ◎特別委員会委員の指名について

○議長（松本 幸君） 追加日程第8、特別委員会委員の指名についてを議題といたします。

委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員会委員は、議長が議会に諮って指名することになっております。

特別委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（松本 幸君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、特別委員会委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会委員は朗読のとおり決定いたしました。

特別委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によることになっております。委員会において互選の上、本職に報告をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時43分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

休憩の間に各委員長より正副委員長の互選の結果の報告を受けましたので、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

---

#### ◎選挙第7号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（松本 幸君） 追加日程第9、選挙第7号 西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長から西吾妻衛生施設組合議会議員の選挙を求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法には指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻衛生施設組合議会議員に、ただいまの6名の議員が当選されました。

西吾妻衛生施設組合議会議員に当選されました6名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎選挙第8号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（松本 幸君） 追加日程第10、選挙第8号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

村長から西吾妻環境衛生施設組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法には指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻環境衛生施設組合議会議員に、ただいまの5名の議員が当選されました。

西吾妻環境衛生施設組合議会議員に当選されました5名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎選挙第9号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙について

○議長（松本 幸君） 追加日程第11、選挙第9号 西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙を行います。

村長から西吾妻福祉病院組合議会議員の選挙が求められておりますので、これより選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、指名は議長において行うことに決定いたしました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に、別紙配付のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、西吾妻福祉病院組合議会議員に、ただいまの3名の議員が当選されました。

西吾妻福祉病院組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（松本 幸君） 追加日程第12、同意第1号 婦恋村監査委員の選任同意についてを議題といたします。

村長より監査委員の選任について議会の同意が求められております。

本案について、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますが、同条ただし書きの規定により除斥しないことにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 同意第1号につきまして、提案理由を申し上げます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、婦恋村大字干俣。氏名、大野克美。年齢71歳。議会の議員から選任するものとして議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案については人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 追加日程第13、報告第2号 専決処分の報告について（自動車事故による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第2号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

村長において、専決処分することのできる事項の指定第2号に基づきまして専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

よろしくご指導お願いいたします。

なお、詳細につき、担当課長より説明させます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 報告第2号について、詳細説明をさせていただきます。

2枚目を見ていただきたいと思います。

記の1でございますが、専決処分事項ということで、自動車事故（除雪車による電柱破損）による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてということで、内容につきましては2でございます。

平成31年1月28日、孺恋村大字大前771の2において、村の除雪車の回送中に東日本電信電話株式会社の電柱を破損させ、相手損害額16万1,764円全額を相手に支払うことで、平成31年4月10日に和解となりました。

以上ですが、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 1点だけ質問させていただきます。

今、総務課長の説明では、村の除雪車が除雪作業中ということでしたけれども、委託先の事故なのか、役場職員がやっていた事故なのか、その辺について1点を質問したいと思います。

す。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

当日、この機械は村で運行している除雪機械ですけれども、通常だと臨時の方を雇って、それで除雪をしていただいていたんですけれども、その日ちょっと臨時の方が休暇ということで、村の職員が除雪に行って、帰りの回送中に起こした事故でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これで、報告第2号の専決処分の報告についてを終わります。

---

### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（松本 幸君） 追加日程第14、報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）を議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第3号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

村長において、専決処分することのできる事項の指定第1号に基づき専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

詳細につき、担当課長より説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 報告第3号について、詳細説明をさせていただきます。

1枚めくっていただけますか。

平成31年専決第1－2号。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月18日。孀恋村長、熊川栄。

専決処分事項ですけれども、専決処分事項、工事請負契約の変更であります。

処分内容ですけれども、工事名、平成30年度 村道芦生田袋倉線法面補修工事（B工区）。

契約金額、変更前、金6,912万円。変更後、金6,985万4,400円。

工事場所、孀恋村大字芦生田地内。

契約相手方、上坂建設株式会社です。

よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

大久保議員。

○10番（大久保 守君） ちょっと後学のために教えていただきたいんですけれども、専決処分ということで議決がないんだそうなんですけれども、案件は議決をもってなっている工事なわけですから、いわゆる専決処分の議決を求める内容ではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 松本 源君登壇〕

○総務課長（松本 源君） 専決処分の報告につきましては、簡易なもの、それと村長が専決できる事項ということで定められたものに関しては、この180条の1項で専決処分を行い、議会に報告するということになっておりますので、自治法のほうで定められているということとでよろしく願いをいたします。

○議長（松本 幸君） ほかに。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、担当課長から説明がありましたけれども、普通だと契約変更、金額変更とかだとそれなりの理由があるわけですが、これの理由はどういう理由なんですか。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

〔建設課長 宮崎芳弥君登壇〕

○建設課長（宮崎芳弥君） 伊藤議員のご質問に答えさせていただきます。

変更なんですけれども、ここは芦生田と袋倉の境の処理場の手前の右側の吹きつけの補修になります。当初測量のときはわからなかったんですけれども、工程でのり面の清掃したと

ころ危険なところが見つかりまして、100平米ほど増設して施工させていただきました。

よろしくお願いたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これで報告第3号の専決処分の報告についてを終わります。

---

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 追加日程第15、承認第1号 孺恋村税条例等の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第1号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、緊急に孺恋村税条例等の一部を改正する必要性が生じ、平成31年3月29日孺恋村税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

○税務課長（宮崎 貴君） それでは、承認第1号 孺恋村税条例等の一部改正につきまして説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法の改正に伴い、第1条による一部改正と、第2条、第3条としまして、税条例の一部を改正する条例の一部改正となります。

詳細は、9ページからの新旧対照表に基づいて説明させていただきます。

初めに、9ページ、第34条の7ですが、ふるさと納税の制度見直しによる改正となりまし

て、ふるさと納税の措置対象を特別控除対象寄附金とする字句の修正と、新たに地方税法の規定が追加することによる2項から11項への修正となります。令和元年6月1日施行となります。

続きまして、9ページ、10ページの附則第7条3の2につきましては、消費税引き上げの対応としまして、住宅ローン控除の拡充となります。10月1日から令和2年12月末までに取得した住宅につきましては、控除期間が3年間延長され平成45年までとなる改正と、適用手続きの要件緩和のため、2項の申告要件の規定を削除するという改正となります。

続きまして、11ページ、第7条の4、第9条及び12ページ第9条の2につきましては、ふるさと納税の特例規定の整備となりまして、総務大臣が返礼品等の規定を追加したことによる控除の要件の追加と申告特例の規定の整備及び通知についての字句の修正となります。令和元年6月1日施行となります。

続きまして、13ページから15ページ中ほどの附則第10条の2につきましては、固定資産税償却資産の特例につきまして、附則第15条第16項の分割によりわがまち特例の項ずれの改正となりまして、内容の改正はありません。

続きまして、15ページ、第16条につきましては、軽自動車税の特例の改正になりますが、年数の経過した環境負荷の大きい重加算の特例を平成31年度分とした改正となります。

また、15ページから17ページの平成29年度の軽減税率の特例であります第2項から第4項を削除し、17ページ、18ページの平成30、31年度分の軽減特例である5項から7項が繰り上げの項ずれの改正となります。これにより、19ページ16条の2につきましても項番号の修正となります。

続きまして、19ページ、20ページ、第22条につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の文言の改正によるものです。

続きまして、第2条による一部を改正する条例の改正になりますが、21ページ、22ページの第1条の2につきましては、第3号の段落の修正のみとなり、内容の変更はございません。

23ページ、15条の6の2項につきましては、環境性能割の軽減特例につきまして、「当分の間」の文字追加となります。

次に、23ページ、附則第16条につきましては、軽自動車税種別割の特例の改正になりますが、14年を経過した年度以降より重加算の特例を適用する改正となります。

続きまして、24ページから27ページまでは、第3条による一部改正になりますが、大法

人の申告書の提出につきまして、平成30年度に電子申告が義務づけられましたが、提出義務の柔軟化の改正となりまして、26ページの13項から27ページの17項まで、電気通信回線の故障や災害等により電子申告ができない場合には、書面、ディスク、光ディスク等でも申告できる規定を追加する改正となります。

なお、経過措置としまして、各税につきましては令和元年度から適用し、平成30年度分までにつきましては従前の例によるものとなります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 新旧対照表の9ページなんですけれども、附則第7条3の2の平成22年度から平成45年度というふうに変更になっているところは、これは令和には変わらなくて平成なんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

○税務課長（宮崎 貴君） 佐藤議員の質問にお答えします。

本改正につきましては、平成31年度3月29日に公布され、同日、専決処分をしまして、同日、告示をしております。原文のまま承認の提案をさせていただくものです。

なお、国の通達によりまして、今後、条例につきましては変更せず、改正等あったときに、生じたときに変えるとなりまして、そのままの現状表記となります。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありますか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） もしかしたら、今、佐藤議員が言ったのと一緒なんでしょうか。

私も、例えばこれ、1ページなんですけれども、附則第7条の3の2第1項中、平成43年度を平成45年度にというと、まだ先のことだったわけなんですけれども、こういうものの文言を変えるときには、いつもまた議会にかけて文言訂正というのの条例についてはあるわけなんですけれども、今の佐藤議員の質問と同じことになるんでしょうか。議会を開かないで自動的にこの文言が令和になると、全部令和に移行して書かれていくというのは、どういう根拠でそれがなっているのか。法務省とかそういう出どころ、この条例の出どころがそういう指示を出すんでしょうか。その点についてお聞きしたいんですけれども。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

○税務課長（宮崎 貴君） 伊藤議員の質問にお答えします。

条例の出どころについては、今後、6月の議会でもかける条例改正があるんですけども、それについても平成45年とかそういう表記になっておりまして、そのときには令和に直すことになるんですけども、現状のもの、国の総務省だと思いますけれども、通達というのは、村の例規は現状、平成のときに告示したのになりますので、そのまま例規集に載ります。それで今後、改正、法、条例ですね、地方税法とか変わったときに、その条例が変わるときに入れかえる形で、表記は変えないという通達が来ております。先ほどの佐藤議員の答えと同じにはなります。

以上です。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 25ページの説明のときに、平成30年度に電子申告が義務づけられたと今説明があったんですけども、それは経過期間とか、すみません、もしかしたら漏らしていると思うんですけども、経過期間とかってそういうのがなかなか移行できない、申告ができない人とかに対してのいろんなフォローとか、移行期間とか、そういうものがあって、今現在やっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

○税務課長（宮崎 貴君） 伊藤議員の質問にお答えします。

この条例につきましては、平成30年度、昨年ですけれども、この法律ができて、ここで条例改正をさせていただきました。

これも村内、一応3者ほどあるんですけども、全国的に見ますといろいろな災害が近年多いものですから、そのためにこのような条例がことし、今回できたのではなかろうかと思われま。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 追加日程第16、承認第2号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 承認第2号につきまして、提案理由を説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じ、平成31年3月29日、嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。

詳細につき、担当課長より説明させます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

[税務課長 宮崎 貴君登壇]

○税務課長（宮崎 貴君） それでは、承認第2号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、2ページからの新旧対照表に基づいて説明させていただきます。

初めに、2ページ、3ページの第2条第2項及び3ページ第23条第1項になりますけれども、国民健康保険税基礎課税額につきまして、上限額を58万円より61万円に改正するもの

です。後期高齢者支援金、介護給付金と合わせ、限度額が96万円となります。

続きまして、3ページ、4ページ、第23条第1項2号、3号についてですが、国民健康保険税の減額につきまして、所得金額に応じ均等割額、平等割額が減額される基準所得額の増額についての改正となりまして、5割軽減適用27万5,000円を28万円に改正し、2割軽減適用50万円を51万円に改正するものです。

別紙、最後のほうに資料をつけてありますけれども、改正後のイメージグラフに、右側です、ありますように、中間所得層の負担に配慮した改正となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） こういう国民健康保険税条例とかの関係は、いつも国保運営協議会等にもかけるのかなとちょっと認識しているんで、その点では国保運営協議会にもかけられたものなのでしょうか、これは。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 宮崎 貴君登壇〕

○税務課長（宮崎 貴君） 伊藤議員の質問に答えます。

本、この改正につきましては、2月に国保運営協議会にかけて同意をいただいております。以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数でございます。

よって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 追加日程第17、承認第3号 嬭恋村立保育所設置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第3号の提案理由を説明させていただきます。

児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童が増加したことに伴い、嬭恋村立保育所設置条例中の定数に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出するものでございます。

担当課長より詳細説明をさせます。慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長代理。

〔教育委員会事務局長代理 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長代理（目黒康子君） 嬭恋村立保育所設置条例の一部改正について、詳細を説明させていただきます。

最後のページをごらんください。

表題部の第2条関係の定員変更に伴い改正となります。現行は50名となっておりますが、実際との整合性を持たせるために、100名に定員を変更するものです。そこで、受け入れ可能にするために、庶務規程を保育士5名から10名に改正を行い、そして、昨年度施設の改修工事を行い、遊戯室と保育室を増設いたしました。

また、群馬県の指導監査において、定数の120%を2年間以上超え続けた場合は、定員変更が指導の対象となりますが、平成29年度は72名、平成30年度は92名の利用状況で定数超過となったため、群馬県へ変更の届け出をし、平成31年3月22日に受理が通知され、平成31年4月1日から適用開始となり専決処分といたしました。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 今、村長の説明にもあり、実情が本当に保護者が求めることが多いので、増加していただき、施設改修もしていただいたことには感謝しているんですけども、今の事務局長代理のお話でも、かなり実情も72名と92名やっていたということでは、県との相談の上でもそうかなと思うんですけども、私として一番心配なのは、やっぱり子供たちがきちんと保育の基準とかある中で、面積とかほふく室の確保とか、そういうこと、もちろん県の指導だと思いますので大丈夫かなと思うのと、その基準にきちんとマッチしてやっているかどうかというのをもう一度確認したいのと、それから保育士不足が今叫ばれていますけれども、今現在の現場の実情はどうなっているのかというのをお聞きしたいんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長代理。

〔教育委員会事務局長代理 目黒康子君登壇〕

○教育委員会事務局長代理（目黒康子君） 伊藤議員の質問に答えさせていただきます。

まず、施設についてですが、乳児ほふく室、医務室、調理室等必要なんですけども、今回の改修、遊戯室と保育室を改修したんですが、乳児室は1名につき1.65平方メートルで、40名の受け入れが1部屋で可能となっております。乳児室については人数的には可能です。2歳以上の幼児なんですけれども、保育室または遊戯室、1名につき1.98平方メートル、33名くらいが1部屋で可能ですので、合計3部屋ありますので、そちらのほうも可能となっております。面積的には、現在受け入れ可能の施設となっておりますので、そちらのほうは大丈夫です。

それと、保育士の関係なんですけれども、定員100名に対して保育士10名が現在の人数となっておりますが、そのうち保育士を含め正職員は4名おります。臨時職員が8名中、フルタイムで働いている職員が4名、パートタイムの職員が4名おります。合計12名です。

現在の保育の配置につきましては、3歳未満児32名おります。そちらを7名で正職員、臨時職員で保育し、3歳から5歳児が63名おりますが、午前中のほうは幼稚園部と連携保育を行っております。午後からは保育士基準が3名となりますので、そちらをパートタイムの職員等で調整を行いながらの保育を行っております。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより討論を行います。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほど質問のときにもお話ししましたがけれども、いろいろ保育実情に応じて対応していただくことには感謝しているんですけども、今、事務局長代理の方の説明で、10名のうち正規が4人ということでは、やはり今、世の中に騒がれているように、なるべくなら正規職員で対応し、保育士の負担を減らしていくというのが一番大事なことだと思いますので、村長に今後、やっぱり正規職員の対応をして、働く職員の待遇改善をきちんとしていくということを当局としてはやっていただきたいという、その要望を添えて賛成したいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（松本 幸君） 追加日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から各委員会の調査について、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松本 幸君） ご異議ありませんので、申し出のとおり可決されました。

---

◎議員派遣の件について

○議長（松本 幸君） 追加日程第19、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付したとおり、議員派遣を決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について変更が生じた場合は、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議決された議員派遣の件について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和元年第4回婦恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 松 本 幸

臨 時 議 長 上 坂 建 司

署 名 議 員 黒 岩 敏 行

署 名 議 員 土 屋 圭 吾